第７節　定款の変更

ＪＡＬＩは、更生計画認可決定日をもって、定款の一部を別表22記載のとおり変更する。ただし、ＪＡＬＩの更生手続が終結するまでの間、本節による変更後の定款の規定において取締役会の決議により定めることとされている事項については、当該規定にかかわらず、管財人がこれを定める。

なお、本節による定款の変更の効力発生日は、別表22記載の新定款附則１条に定めるとおりとする。

第８節　役員の選任

第１　役員の選任

更生計画認可決定日における更生３社の取締役、監査役および会計監査人は、同日をもって全て退任する。新しい取締役、代表取締役、監査役および会計監査人（以下、取締役、監査役および会計監査人を併せて「役員」という。）は、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。

第２　役員の任期

役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

第３　役員の変更、補充または増員

第２の任期内に役員の変更、補充または増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。ただし、変更または補充により選任または選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上記期間内に更生手続が終結した場合には、『本章、第７節』による変更後の定款および会社法の規定による。

第12章　その他必要的記載事項

法167条１項６号および７号に該当する事項はない。

（別表１ないし22省略）

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３８号

長崎県佐世保市新田町619番地10

再生債務者　岩崎　真澄

１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月24日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月18日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再イ）第２３５号

神戸市中央区熊内橋通３丁目３番17―307号

再生債務者　中阿地和彦

１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月27日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月17日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第１１４号

兵庫県加古川市新神野１丁目５番７号

再生債務者　松尾　幸広

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月27日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月31日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再イ）第１号

沖縄県宮古島市上野字野原390番地50

再生債務者　前里　摩紀

１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月27日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月18日まで

那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（再イ）第１８４号

宮城県岩沼市吹上３丁目２番19号

再生債務者　金子　文亮

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年１月25日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４１号

福島県会津若松市金川町９番30号　レオパレスポコアポコ107号

再生債務者　弓田　貴紀

１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月11日から平成23年２月１日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２２年（再イ）第６８１号

大阪府吹田市江坂町２丁目３番16―201号

再生債務者　レアルトレこと　北畠　春美

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第８５５号

大阪府吹田市原町３丁目26番１―602号

再生債務者　今村　浩史

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０００号

大阪市鶴見区今津南４丁目３番７号

再生債務者　河合　政男

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０４４号

大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ27―809号

再生債務者　水畑依久子こと　伊藤依久子

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０５１号

大阪府大東市氷野１丁目13番28号　ユニーブル住道206号

再生債務者　山口運送こと　山口　清司

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０５４号

大阪市城東区中央２丁目８番７―305号

再生債務者　田口　雅章

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０６１号

大阪府枚方市茄子作１丁目28番18号

再生債務者　藪内　　司

１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年12月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年１月６日から平成23年１月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部